

令和2・3年度
後期高齢者医療の保険料

■ 保険料率の改定

4月1日から保険料率を下表のとおり改定します。

4月からの保険料率

区分	保険料率	
	現行 (平成30、 令和元年度)	改定後 (令和2、3 年度)
被保険者 均等割額	43,727円	45,512円
所得割率(※)	8.26%	8.70%
年間保険料 の上限額	62万円	64万円

※「所得割額」の計算方法:総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

■ 所得の低い人への
均等割額の軽減

●令和元年度から段階的に見直しのある均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減割合が、令和2年度は、軽減率が8割から7割に改定。

●所得の低い人の保険料の均等割額の軽減範囲を拡大。

●保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

※詳しくは、滋賀県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

申・問 困保険料課 ☎ 30-6145、
FAX 22-1398、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013
FAX 077-522-3023

決まりました
彦根市選挙管理委員

令和2年彦根市議会2月定例会で選挙が行われ、次の皆さんが彦根市選挙管理委員・同補充員に当選されました。

任期は、4月11日から令和6年4月10日までの4年間です。

選挙管理委員は、彦根市で執行されるさまざまな選挙に関する事務を行います。

補充員は、選挙管理委員に欠員が生じたときに、委員になります。

選挙管理委員

小川 良紘さん(河原一丁目)

谷沢 典子さん(平田町)

米田 紀代子さん(西葛籠町)

野瀬 毅さん(宇尾町)

補充員

磯谷 直一さん(古沢町)

中村 千恵さん(鳥居本町)

馬場 隆夫さん(地藏町)

荒川 葉子さん(日夏町)

問 市選挙管理委員会事務局

☎ 30-6131 FAX 23-4551

6月1日(月)から
紫雲苑の使用料変更

火葬場を安定的に運営し、質の高い行政サービスを提供するため、次のとおり変更します。

使用料(管内) ※変更区分のみ記載

区分	使用料	
13歳以上の者	20,000円/体	
13歳未満の者	13,000円/体	
動物	5kg未満	5,000円/頭
	5kg以上15kg未満	10,000円/頭
	15kg以上	15,000円/頭

※使用料(管内)は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町に住所を有する人が死亡したときの料金です(管外は別料金)。

問 彦根愛知犬上広域行政組合 紫雲苑 ☎ 48-1318 FAX 48-1891

彦根市空き家バンク
空き家ツキイチ相談会

空き家バンクの担当者による相談会を開催します(1組につき30分程度)。

④ 4月20日(月)9:00~17:00
場 彦根駅西口仮庁舎(大東町)4階相談室※まずは3階建築住宅課までお越しください。

対 市内に空き家を有する人や、市内の空き家に住みたい・活用したい人など

定 7組(先着順) 申込方法 ①氏名 ②連絡先③希望の時間帯を電話か

メール 申込期限 4月17日(金)

申・問 彦根市空き家バンク事務局(前谷さん) ☎ 23-2123

☎ info@hikone-akiya.com

安心して就学するための
就学援助制度

経済的な理由で、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対 市内に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人

▶市民税が非課税または減免を受けている

▶児童扶養手当(「児童手当」ではありません)を受給している

▶生活保護が停止または廃止になった

▶困教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める

給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など

手続方法 各小・中学校または困教育委員会(市民会館2階)にある申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出。

※令和2年度に小学校へ入学した人、初めて申請する人はマイナンバー申告書の提出が必要です。

※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。

※申請日(学校に申請書を提出した日)がその月の16日から月の末日までの場合、翌月分からの給付になります。

問 困教育委員会学校教育課 ☎ 24-7973 FAX 23-9190



「ひこねで暮らそう」リフォーム事業
市内業者で施工する

リフォームの経費を一部助成します

移住、新婚、子育て、
三世同居のみなさんへ



市内に本社がある法人、または市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。申込者多数の場合は、予算の範囲内で抽選を行います。

対象者

▶移住 平成31年4月1日から交付申請日までに市外から彦根市に転入している

▶新婚 平成31年4月1日以後に婚姻の届出をし、継続している

▶子育て 中学生以下の人が同居している

▶三世同居 親・子・孫などの三世以上が同一の敷地内に居住している

※各世帯とも交付申請日に世帯全員が住民登録し、同居していることが必要。

受付期間(第1回事前申込み)

4月1日(水)~5月29日(金)

※土・日・祝日を除く8:30~17:15

※「第2回事前申込み」は、9月1日(火)からを予定。詳しくは、広報ひこね9月1日号に掲載予定です。

助成金額 助成対象工事経費の10%で、最高10万円(千円未満は切り捨て)

申込方法(第1回事前申込み)

4月1日(水)以降に困地域経済振興課、支所、各出張所に設置、彦根市ホームページに掲載の「事前申込書」に必要事項を書いて、直接窓口(郵送不可)。

留意事項

▶対象工事、対象住宅、申請要件など詳しくは、困地域経済振興課、支所、各出張所に設置、彦根市ホームページに掲載の「手引き」をご確認ください。

▶工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。

▶本制度は、令和2年度をもって終了予定です。

問 困地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676

〈 広告欄 〉